

第19回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

第19期

(2023年8月1日から2024年7月31日まで)

■事業報告

- ・ 主要な借入先の状況
- ・ その他企業集団の現況に関する重要な事項
- ・ 新株予約権等の状況
- ・ 責任限定契約の内容の概要
- ・ 会社の支配に関する基本方針
- ・ 業務の適正を確保するための体制および
当該体制の運用状況

■連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書

- ・ 連結注記表

■計算書類

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表
- ・ 計算書類に係る会計監査報告

上記事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様の皆様に電子提供措置事項から上記を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

(1) 主要な借入先の状況 (2024年7月31日現在)

借入先	借入金残高
(株) 三井住友銀行	1,341,000千円
(株) 八十二銀行	536,892千円
(株) 日本政策金融公庫	385,000千円

(2) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		2017年12月12日	2021年11月11日
新株予約権の数		108個	200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 21,600株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 20,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり203,200円 (1株当たり1,016円)	新株予約権1個当たり71,200円 (1株当たり712円)
権利行使期間		2019年12月14日から 2025年10月31日まで	2023年11月17日から 2028年10月31日まで
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1人	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 2人
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0人	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0人
	監査役	新株予約権の数 8個 目的となる株式数 1,600株 保有者数 1人	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0人

		第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		2023年1月12日	2023年12月22日
新株予約権の数		200個	400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 20,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払込みは要しない	新株予約権と引換えに 払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり92,500円 (1株当たり925円)	新株予約権1個当たり105,100円 (1株当たり1,051円)
権利行使期間		2025年1月19日から 2029年10月31日まで	2025年12月29日から 2030年10月31日まで
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外 取締 役 を 除 く)	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 2人	新株予約権の数 400個 目的となる株式数 40,000株 保有者数 2人
	社外 取締 役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0人	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0人
	監査 役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0人	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0人

(注) 2018年11月1日付で行った普通株式1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第6回新株予約権
発行決議日	2023年12月22日
新株予約権の数	400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり105,100円 (1株当たり1,051円)
権利行使期間	2025年12月29日から 2030年10月31日まで
交付された者の人数 当社使用人（当社の役員を兼ねている者を除く。）	8名
当社の子会社の役員および使用人（当社の役員又は使用人を兼ねている者を除く。）	一名

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各業務執行取締役等でない取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく、損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(6) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款および取締役会規程その他社内規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督します。

ロ. 取締役は、法令、定款、取締役会決議および社内規程に従い職務を執行します。

ハ. 取締役の職務執行状況は、監査役会規則および監査役監査基準に基づき監査役の監査を受けます。

ニ. 取締役の報酬は、社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会での審議および諮問内容を踏まえ、取締役会で決定します。

ホ. 代表取締役社長は、コンプライアンスに関する基本方針を取締役および使用人に周知徹底し、法令遵守を当社の企業活動の前提とします。

ヘ. 内部通報規程等に基づき、取締役が法令および定款に違反する行為を発見した場合に通報できる、社外の弁護士、当社監査役および/またはコンプライアンスを統括する法務コンプライアンス本部長を直接の情報受領者とする通報制度を整備、運用します。

ト. 当社は、「NSD行動指針」および反社会的勢力排除規程等に基づき、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力とのかかわりを一切持たないこととします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存および管理については、取締役会規程、文書管理の原則を定める組織規程および情報セキュリティ管理規程等の定めにより適切な保存ならびに管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

管理本部を主管とし、組織規程に規定する責任と権限に基づき、評価と改善を行います。新型コロナウイルス等の未知の感染症の拡大、超大型の台風や大地震などの自然災害または不正行為の発生等の有事の際には、代表取締役社長自ら、または代表取締役社長の指示に従い、管理本部長など、適切な者を対策本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応を行います。これにより、損害の拡大を防止し、最小限に止めるよう努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性に関しては、経営会議、任意の指名・報酬委員会および内部統制委員会等の設置による意思決定の効率化および適正化を図ることとしています。

⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令遵守状況を確認し、かつ、法令違反等を防止するため、業務執行取締役で構成する内部統制委員会による調査や内部監査室による内部監査ならびに特命監査を実施します。また、内部通報規程等に基づき、使用人が法令および定款に違反する行為を発見した場合に通報できる、社外の弁護士、当社監査役および/またはコンプライアンスを統括する法務コンプライアンス本部長を直接の情報受領者とする通報制度を整備、運用します。なお、内部通報を受けて、法務コンプライアンス本部長を中心に、必要な調査等を実施し、通報者に回答するとともに通報者には通報による不利益を生じさせないこととします。

上記の法令遵守を徹底させるため、当社および当社子会社において、使用人を対象として、研修教育を実施します。

⑥ 当社ならびに親会社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、法令遵守体制、リスク管理体制、経営の透明性を確保し独立性を維持しつつ、親会社のコンプライアンス本部および内部監査室との連携体制を構築します。当社は、子会社の自主的経営及び独立性を尊重しつつ、グループ会社として相互に協力し、ともに繁栄を図るために必要な事項及び子会社に対する管理、指導を行うものとします。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助する専任スタッフは置いておらず、適宜管理本部の人員が監査役の職務を補助する体制をとっております。監査役からの要求があった場合には、当該専任スタッフを置くこととし、その体制は取締役と監査役が協議して決定します。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とします。

ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務を遂行し、取締役の指揮命令は受けません。また、当該使用人の評価については監査役の意見を聴取します。

⑨ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は次に定める事項を監査役会に報告することとします。

- イ. 重要会議で決議された事項
- ロ. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ハ. 毎月の経営状況として重要な事項
- ニ. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ホ. 重大な法令違反および定款違反に関する事項
- ヘ. その他コンプライアンス上必要な事項

使用人は上記ロ. およびホ. に関する重大な事実を発見した場合は、監査役会に直接報告することができることとします。

⑩ 監査役への報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および当社子会社の使用人等が監査役に報告する機会と体制の確保にあたり、報告を行った使用人等に対し、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを一切禁じています。

⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をした際には、担当部門において審議の上、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑫ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、業務執行取締役および重要な使用人から自由にヒアリングでき、代表取締役社長および会計監査人とは定期的に意見交換会を開催することとします。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を適宜取締役会に報告し、必要に応じて見直しを行っております。

①取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令ならびに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を13回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。

②監査役の職務執行について

監査役は当事業年度において監査役会を17回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会等の重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備ならびに運用状況を確認しております。

③当社子会社における業務の適正の確保について

当社子会社に対して、稟議・押印申請書等の管理を行うことで、その営業活動および決裁権限等を把握し、また、関係会社管理規程等に基づき、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。また、社外取締役を含む取締役および本部長が当社子会社の取締役会・経営会議に陪席し、助言ならびに監視を行っております。

④コンプライアンスについて

当社および当社子会社の役職員のコンプライアンス意識を向上させ、コンプライアンスを推進すべく、役職員の入社時コンプライアンス研修、グループ全役職員向けの労務研修その他子会社や事業拠点でのコンプライアンス研修を実施しております。

事業年度ごとに数件程度発生している内部通報については、コンプライアンスを統括する法務コンプライアンス本部長がすべての通報事案について調査を実施し、問題のあるものについては、是正措置を講じるとともに、通報事案の対応・調査結果について、常勤監査役に報告しております。

⑤リスク管理について

当社子会社の施設運営上のリスク管理として、当社子会社の索道やアクティビティ施設の運営において、天候不順・強風等による索道の運休、労働災害、来場客の事故や紛争発生への恐れなどに関し、速やかに報告するルールを定め、当社および当社子会社の役員および管理監督職にて事案を共有・把握し、情報・ノウハウの蓄積や迅速な有事対応、改善策の立案・実施を適宜行っております。

労働災害のリスク管理として、当社および当社子会社において労働安全衛生マネジメントシステムを制定・運用し、当社グループの共通ルールである安全意識の三原則（自分の身は自分で守る、半歩先の危険を予測する、危険行動見て見ぬふりは大きな罪）を朝礼で唱和するとともに、当該原則や当社の経営理念の記載された安全推進カードを携帯することとし、安全意識の浸透を図っております。また、適宜通達の発令や安全作業マニュアルの策定を行い、高所作業など労働災害の発生しやすいケースや注意点などを周知し、リスク管理に努めるとともに、従前より行っていたヒヤリハットや危険予知活動の徹底・強化に努めております。

災害リスク管理として、災害時の当社および当社子会社の役職員の安否を迅速に確認・把握すべく安否確認システムを導入し、緊急時の連絡手段を確保しております。また、取締役会等において、危機発生への未然防止や危機発生時の損害を最小化する対策の立案に加え、事業継続計画（BCP）の構築に取り組んでおります。

⑥反社会的勢力排除について

反社会的勢力排除規程に基づき、当社および当社子会社の役職員に対し、新規取引先のスクリーニング申請を必須とするとともに、取引先の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むようにしており、反社会的勢力の排除に継続的に取り組んでおります。

連結株主資本等変動計算書

(2023年 8 月 1 日から
2024年 7 月 31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,001,013	1,398,963	3,826,407	△599,702	5,626,682
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,093,845		1,093,845
剰余金の配当			△106,165		△106,165
新株予約権の行使（自己株式の交付）		19,139		41,302	60,442
連結子会社株式の追加取得による 持分の増減		39			39
自己株式の取得				△51	△51
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動 額（純額）					-
当連結会計年度変動額合計	-	19,179	987,680	41,251	1,048,110
当連結会計年度末残高	1,001,013	1,418,142	4,814,087	△558,450	6,674,792

	新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
当連結会計年度期首残高	50,701	240,650	5,918,034
当連結会計年度変動額			
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,093,845
剰余金の配当			△106,165
新株予約権の行使（自己株式の交付）			60,442
連結子会社株式の追加取得による持分の増 減			39
自己株式の取得			△51
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動 額（純額）	△1,378	94,935	93,557
当連結会計年度変動額合計	△1,378	94,935	1,141,668
当連結会計年度末残高	49,323	335,586	7,059,702

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 9 社
- ・主要な連結子会社の名称 白馬観光開発株式会社
めいほう高原開発株式会社
川場リゾート株式会社
株式会社北志賀竜王
株式会社スパイシー
株式会社鹿島槍
柵池ゴンドラリフト株式会社
株式会社岩岳リゾート
株式会社ハーレスキーリゾート

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

- ① 連結の範囲の変更 該当事項はありません。
- ② 持分法の適用の範囲の変更 該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・商品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2年～60年
機械及び装置	2年～17年
車両運搬具	2年～10年
工具、器具及び備品	2年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・その他の無形固定資産 定額法によっております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社の従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社では、スキー場事業において、顧客に対して、スキー場での索道輸送の提供及び商品、飲食の販売、これらに付帯するサービスの提供をしております。なお、当社及び連結子会社における上記記載の主要な収益における約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

スキー場事業におけるスキー場での索道輸送の提供及び商品、飲食、これらに付帯するサービスの取引価格の算定は、顧客への販売価格により算定しております。

スキー場事業におけるスキー場での索道輸送の提供については、スキー場における顧客の利用により、顧客に当該サービスに対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、スキー場利用時点で収益を認識しております。スキー場における、スキー場での索道輸送の提供に含まれるシーズン券の収益については、顧客に当該サービスに対する支配が移転し、履行義務が充足されることからスキー場の顧客の利用時点より、当該シーズン券の権利期限をもとに、利用時点より権利期限に応じた期間按分にて収益を認識しております。

また、商品、飲食の販売、これらに付帯するサービスについては、顧客への引き渡しにより、顧客に当該財に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客への引き渡し時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

当連結会計年度において、「有形固定資産」に含めておりました「土地」「建物」等の一部を、販売を含めた不動産事業が本格化することに伴い、当連結会計年度より「販売用不動産」に振り替えております。この結果、当連結会計年度の「棚卸資産」として「販売用不動産」158,360千円を計上しております。

(連結損益計算書)

該当事項はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 5,255,067千円
当期取得した固定資産の圧縮記帳額 177,845千円
上記の減価償却累計額には、減損損失累計額を含んでおります。

5. 連結損益計算書に関する注記

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「8. 収益認識に関する注記 1. 収益の分解」に記載しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 16,002,900株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金額の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年10月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	106,165	7.00	2023年 7月31日	2023年 10月23日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金額の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年10月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	152,254	10.00	2024年 7月31日	2024年 10月21日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 124,700株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融資産の主なものには、現金及び預金、売掛金、投資有価証券があります。預金については、主に普通預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、営業管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し、管理しております。

金融負債の主なものには、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、リース債務(短期)、リース債務(長期)、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、長期借入金があります。営業債務であります買掛金、未払金は、1年以内の支払期日です。未払法人税等は、法人税、住

民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税の未払額であり、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。未払消費税等は、消費税及び地方消費税の未払額であり、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。ファイナンス・リースに係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、リース債務(短期)の返済期限は1年以内であり、リース債務(長期)の返済期限は1年を超えて5年以内であります。借入金の子会社の必要な資金の調達を目的としたものであり、短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の返済期限は1年以内であり、長期借入金の返済期限は1年を超えて5年以内であります。また、これらの営業債務及び金銭債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社は月次に資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 (注2)	—	—	—
資産計	—	—	—
リース債務	74,083	73,891	△191
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	2,789,982	2,847,342	57,360
負債計	2,864,065	2,921,233	57,168

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払消費税等」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額9,459千円）

市場価格がないため、「投資有価証券」に含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	—	—	—

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	73,891	—	73,891
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	2,847,342	—	2,847,342
負債計	—	2,921,233	—	2,921,233

リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、白馬エリアにおいて、不動産事業の本格化に伴い、当連結会計年度より賃貸住宅等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
163,897	163,897

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度に新規取得したのものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

9. 収益認識に関する注記

1. 収益の分解

(単位：千円)

	索道	レストラン	物販	宿泊	レンタル	その他	合計
白馬エリア	2,825,503	598,506	339,926	9,827	—	416,581	4,190,345
北志賀エリア	619,619	202,166	34,701	53,809	—	54,770	965,067
群馬エリア	474,306	266,156	36,463	—	—	95,713	872,640
菅平エリア	347,901	14,842	5,080	49,924	—	17,083	434,832
岐阜エリア	568,156	194,895	20,952	20,476	—	110,000	914,481
その他	—	—	47,378	—	—	93,706	141,084
顧客との契約から生じる収益	4,835,487	1,276,567	484,503	134,038	—	787,855	7,518,452
その他の収益 (注)	—	—	—	—	639,607	87,278	726,885
外部顧客への売上高	4,835,487	1,276,567	484,503	134,038	639,607	875,133	8,245,338

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく、賃貸収入等が含まれております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	196,181千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	248,745千円
契約負債 (期首残高)	50,479千円
契約負債 (期末残高)	42,792千円

契約負債は、主に索道事業に係る顧客からの前受金に関連するものであります。

契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	日本テーマパーク開発株式会社	なし	土地・施設の賃貸、索道事業の受託	土地・施設の賃貸、索道事業の受託	業務受託料 34,702 施設賃貸料 48,200	売掛金 立替金 預り金	5,167 5,929 4,692

11. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 438円40銭
- 1株当たり当期純利益 72円02銭

12. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	294,644千円
繰延税金負債	38,381千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りに関する情報

①算出方法

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来の税金負担額を軽減することができると思われる範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

②主要な仮定

当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたって、将来の課税所得の見積りは、当社及び連結子会社の事業計画を基礎としており、事業計画には来場者数等を主要な仮定として織り込んでおります。

③翌年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益及び課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度において、追加的な損失の発生の可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	6,498,789千円
無形固定資産	20,898千円
減損損失	—

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りに関する情報

①算出方法

固定資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識しております。な

お、当社グループは、各スキー場又は施設を資産のグルーピング単位としております。

②主要な仮定

当連結会計年度末における減損の兆候の判定にあたって、減損の兆候の判定及び割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、当社及び連結子会社の事業計画を基礎としており、事業計画には来場者数等を主要な仮定として策定しております。

③翌年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益及び将来キャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失が追加で発生する可能性があります。

13. その他追加情報の注記

該当事項はありません。

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,521,903	流 動 負 債	488,521
現金及び預金	807,086	買掛金	1,310
売掛金	42,463	未払金	52,076
未収入金	61,761	未払費用	15,639
リース債権	42,110	前受金	20,031
棚卸資産	199,427	未払消費税等	5,018
前払費用	19,266	前受収益	1,370
関係会社短期貸付金	180,000	未払法人税等	4,294
1年内回収予定の関係会社 長期貸付金	165,720	預り金	29,261
その他	4,067	1年内返済予定の 長期借入金	349,620
固 定 資 産	3,895,216	賞与引当金	7,300
有 形 固 定 資 産	586,670	その他	2,599
建物附属設備	163,897	固 定 負 債	1,959,149
機械及び装置	90,424	長期借入金	1,902,030
車両運搬具	30,977	関係会社事業損失引当金	57,119
工具、器具及び備品	1,997	負 債 合 計	2,447,671
土地	293,563	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	5,810	株 主 資 本	2,920,125
無 形 固 定 資 産	6,772	資 本 金	1,001,013
商標権	133	資 本 剰 余 金	1,404,447
ソフトウェア	6,639	資本準備金	1,001,013
投資その他の資産	3,301,774	その他資本剰余金	403,433
関係会社株式	1,390,528	利 益 剰 余 金	1,073,115
長期前払費用	6,859	その他利益剰余金	-
関係会社長期貸付金	2,318,600	繰越利益剰余金	1,073,115
その他	15,787	自 己 株 式	△558,450
貸倒引当金	△430,000	新 株 予 約 権	49,323
		純 資 産 合 計	2,969,448
資 産 合 計	5,417,120	負 債 純 資 産 合 計	5,417,120

損益計算書

(2023年 8 月 1 日から
2024年 7 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		905,763
売上原価		149,070
売上総利益		756,693
販売費及び一般管理費		591,116
営業利益		165,577
営業外収益		
受取利息	23,495	
その他	520	24,016
営業外費用		
支払利息	17,950	
寄付金	2,100	
その他	60	20,110
経常利益		169,482
特別利益		
関係会社貸倒引当金戻入益	22,080	
新株予約権戻入益	875	22,955
特別損失		-
税引前当期純利益		192,438
法人税、住民税及び事業税		△43,850
当期純利益		236,288

株主資本等変動計算書

(2023年 8 月 1 日から)
(2024年 7 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								新株 予約 権	純資 産計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	その他資 本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当 期 首 残 高	1,001,013	1,001,013	384,293	1,385,307	942,993	942,993	△599,702	2,729,612	50,701	2,780,313
当 期 変 動 額										
当 期 純 利 益					236,288	236,288		236,288		236,288
剰余金の配当					△106,165	△106,165		△106,165		△106,165
新株予約権の行使 (自己株式の交付)			19,139	19,139			41,302	60,442		60,442
自己株式の取得							△51	△51		△51
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									△1,378	△1,378
当期変動額合計	-	-	19,139	19,139	130,122	130,122	41,251	190,513	△1,378	189,135
当 期 末 残 高	1,001,013	1,001,013	403,433	1,404,447	1,073,115	1,073,115	△558,450	2,920,125	49,323	2,969,448

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産
 - ・商品 最終仕入原価法（賃借対照表価格は収益性の低下による簿価切下げの方法による算定）
 - ・原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法（賃借対照表価格は収益性の低下による簿価切下げの方法による算定）
 - ・販売用不動産 個別法による原価法（賃借対照表価格は収益性の低下による簿価切下げの方法による算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10年～20年
機械及び装置	4年～17年
工具、器具及び備品	4年～20年

② 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・商標権 定額法（5年～10年）によっております。

(3) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金 当社の従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- 関係会社事業損失引当金 関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する債権の帳簿価額を超えて当社が負担することとなる損失見込み額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からの経営管理料及び受取配当金になります。経営管理料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することを履行義務として認識しております。当該履行義務は時の経過に連れて充足されることから、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当ありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

当事業年度において、「有形固定資産」に含めておりました「土地」「建物」等の一部を、販売を含めた不動産事業が本格化することに伴い、当事業年度より「販売用不動産」に振り替えております。この結果、当事業年度の「棚卸資産」として「販売用不動産」186,651千円を計上しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 363,143千円
上記の減価償却累計額には、減損損失累計額を含んでおります。
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務(区分表示したものを除く)
- | | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 65,781千円 |
| 短期金銭債務 | 32,969千円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	729,694千円
仕入高	8,384千円
販売費及び一般管理費	9,776千円
営業取引以外の取引高	23,401千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 777,449株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	121,867千円
貸倒引当金	129,817
関係会社事業損失引当金	17,244
繰越欠損金	140,031
その他	188,105
繰延税金資産 小計	597,066
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△140,031
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△457,034
評価性引当額 小計	△597,066
繰延税金資産合計	—千円
繰延税金資産の純額	—千円

法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当事業年度から、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社鹿島槍	所有直接100	資金の貸付(注2) 役員の兼任	利息の受取(注1)	2,727	関係会社 長期貸付金	430,000
子会社	川場リゾート株式会社	所有直接99.9	コンサルティング受託	配当の受取	98,432	—	—
子会社	白馬観光開発株式会社	所有直接99.2	コンサルティング受託 役員の兼任 資金の借入	配当の受取	198,197	—	—
				土地の購入	165,643	土地	165,643
子会社	めいほう高原開発株式会社	所有直接80.0	資金の貸付 コンサルティング受託	資金の貸付(注1)	100,000	—	—
				資金の回収(注1)	100,000	—	—
				利息の受取(注1)	85	—	—
子会社	株式会社岩岳リゾート	所有直接86.7	資金の貸付 役員の兼任 コンサルティングの受託	資金の貸付(注1)	1,250,000	関係会社 長期貸付金	1,088,600
				資金の回収(注1)	295,680	一年内返済関係会社 長期貸付金	165,720
				利息の受取(注1)	10,847	—	—
子会社	柵池ゴンドラリフト株式会社	所有直接80.0	資金の貸付 役員の兼任 コンサルティングの受託	資金の貸付(注1)	700,000	関係会社 長期貸付金	620,000
				資金の回収(注1)	450,000	関係会社 短期貸付金	180,000
				利息の受取(注1)	7,448	—	—

種 類	会 社 等 の 称	議 決 権 等 の 所 有 割 合 (被 所 有) (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 内 引 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
子会社	株式会社ハ ーレスキー リゾート	所有 直接83.9	資金の貸付 役員の兼任 コンサルティングの受 託	資金の回収 (注1)	100,000	—	—
子会社	株式会社ス パイシー	所有 直接100	資金の貸付 コンサルティングの受 託	資金の貸付 (注1)	180,000	関係会社 長期貸付 金	180,000
				利息の受取 (注1)	1,763	—	—
				販売用不動 産の取得	159,320	棚卸資産	159,078

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。

2. 子会社への貸倒懸念債権に対し、合計430,000千円の貸倒引当金を計上しております。

また、債務超過の子会社について、当該債務超過額に対して、将来の損失に備えるために関係会社事業損失引当金57,119千円を計上しております。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 191円79銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 15円56銭 |

11. 会計上の見積りに関する注記

1. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	1,390,528千円
--------	-------------

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

市場価格のない関係会社株式について、当該関係会社の財政状態の悪化又は超過収益力の減少により実質価額が著しく下落し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、実質価額まで減損処理する方針としております。なお、市場価格のない関係会社株式の一部については、超過収益力を反映した実質価額で取得しております。

②主要な仮定

実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるかどうかの判断は、当該関係会社の事業計画を基礎としており、事業計画は来場者数等を主要な仮定として策定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

不確実性の高い環境下であり、見積りには不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

上記の主要な仮定と将来の実績とが乖離し、翌事業年度の各関係会社の損益が悪化した場合には、翌事業年度の計算書類上の損益に影響を与える可能性があります。

2. 関係会社貸付金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社短期貸付金	180,000千円
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	165,720千円
関係会社長期貸付金	2,318,600千円
関係会社に対する貸倒引当金	430,000千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

関係会社貸付金の評価において、財務内容に問題があり、過去の経営成績又は将来の事業計画の実現可能性を考慮しても債務の一部を条件どおりに弁済できない可能性がある場合には、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

②主要な仮定

関係会社貸付金の評価は、当該関係会社の事業計画及び返済計画を基礎としており、事業計画及び返済計画は来場者数等を主要な仮定として策定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

不確実性の高い環境下であり、見積りには不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

上記の主要な仮定と将来の実績とが乖離し、翌事業年度の各関係会社の損益が悪化した場合には、翌事業年度の計算書類上の損益に影響を与える可能性があります。

3. 関係会社事業損失の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社事業損失引当金 57,119千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

関係会社が債務超過の状況にあり、かつ当該債務超過の額が債権の帳簿価額を超える場合で、当該超過額を負担する可能性が高い場合、当該超過額を関係会社事業損失引当金として計上しております。

②主要な仮定

関係会社事業損失引当金の計上は、当該関係会社の財政状態、経営成績及び事業計画に基づき見積りを行っております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

不確実性の高い環境下にあり、見積りには不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

翌事業年度の関係会社の財政状態が更に悪化した場合には、翌事業年度の計算書類上の損益に影響を与える可能性があります。

12. その他追加情報の注記

(追加情報)

該当事項はありません。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年9月13日

日本スキー場開発株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 博嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本スキー場開発株式会社の2023年8月1日から2024年7月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上